

# 個人の「情報発信」形態の拡大とサービス提供者の法的責任

森 亮二 ● 弁護士：英知法律事務所

## ブログやSNSなど個人の情報発信型サービスの急成長に伴いサービス提供側の違法情報媒介責任の法的リスクも増大

### ■ プロバイダーなどの違法情報媒介責任

ウェブサイトや掲示板で個人が違法な情報を発信する場合、期せずして違法情報を媒介する役割を果たすホスティングプロバイダーや掲示板管理者がどのような法的責任を負うかという問題については、かなり以前から議論がなされてきた。たとえば、個人を批判するウェブサイトにホスティングを提供するプロバイダーを例にとると、批判された者から削除を求められて、プロバイダーがすぐ削除すれば問題はなさそうである。しかしながら、実はこの批判が違法なものではなかったとすると、適法な情報を削除したことを理由に、今度は発信者の側から、ホスティング契約に基づく義務違反や表現の自由の侵害などを理由に責任を追求されかねない。

この問題に正面から答えるべく、「プロバイダ責任制限法」が2002年に施行された。同法は、情報の適法性の判断が困難であることを考慮して、「誤って適法な情報を削除してしまった場合」、「誤って違法な情報を放置してしまった場合」のプロバイダーの免責について、それぞれ規定している。しかし残念なことに、問題の完全な解決には至らなかった。同法が規定する免責の範囲は限定的なものであり、どのような場合に責任を負うかという本質的な問題の大部分は、不法行為法一般の解釈に委ねられたからである。そして裁判所は、相当数の事件に対する判断を経た今日においても、この問題について明確な答えを出せないでいる。

### ■ 個人の情報発信サービス増加に伴うリスクの拡大

近年、ブログやSNSなどの新たなネットワークサービスが急速に浸透し、ユーザー数を増やしている。これらの新たな情報発信の形態が違法情報媒介責任の問題に新たな章を加えようとしていることについては、十分な認識がなされていない。また、ブログやSNSなどの新しい類型だけではなく、ウェブホスティングや掲示板のような従来の典型的な場面以外に、オークションサイトやアクセスプロバイダーなど既存のサービスについても同様のリスクがあることに注意すべきである。

### ■ ブログの場合

ブログサービスのプロバイダーは、ブログの作者の作成し

た情報にホスティングを提供しているのだから、ホスティングプロバイダーの一種である。ブログ作者が違法情報をアップロードする場合、ブログサービスのプロバイダーは、ホスティングプロバイダー同様、違法情報媒介責任を問われる可能性がある。また、普通のブログには「コメント欄」が設けられており、ブログ閲覧者がコメントを残せるようになっている。この「コメント欄」との関係では、ブログ作者の立場は、掲示板管理者に近い。すなわち、自分の管理する発言の場で、第三者が情報を発信し、その情報を自分がいつでも削除することができる点において、法的には掲示板管理者と同一の評価を受けると考えられる。ブログ閲覧者がコメント欄に違法な書き込みをする場合、ブログ作者は、違法情報媒介責任を問われる可能性がある。

結局、ブログサービスのプロバイダーはホスティングプロバイダーと同様の、ブログ作者は掲示板管理者と同様の法的責任を負うものと考えられる。

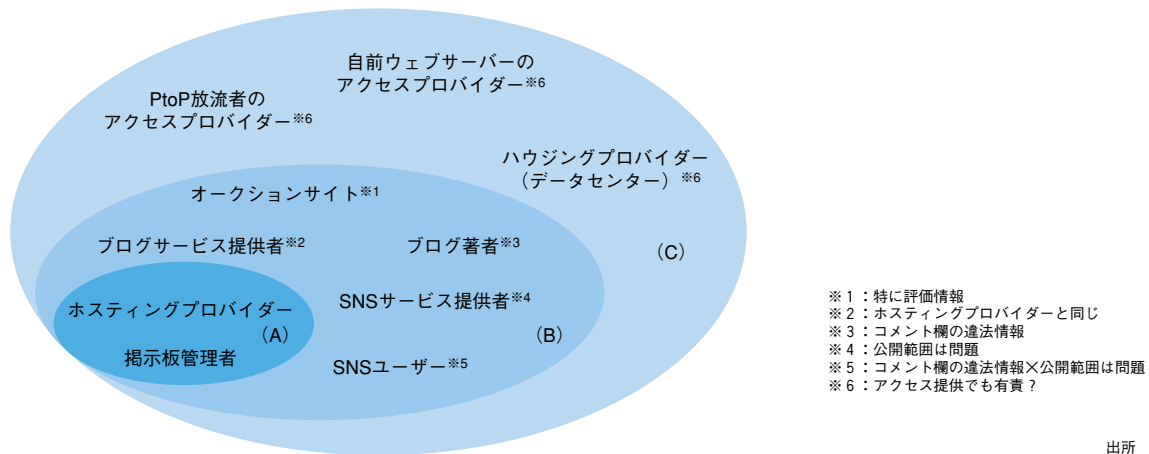
### ■ SNSの場合

会員の日記などに対してホスティングを提供するサービスである点で、SNSのプロバイダーも、ホスティングプロバイダーの一種であり、これと同一の法的責任を負う。SNSにおいて注意を要するのは、会員が日記などの公開範囲を限定できるという点である。

名誉毀損の成立には、情報による社会的評価の低下が必要であり、「一定の範囲」に情報が流布されることが必要と解されている。特定の者一人に伝えただけでは名誉毀損は成立しない。しかしながら、社会的評価の低下に必要な「一定の範囲」は決して広いものではなく、SNSの会員が公開範囲を「登録した友人の会員に限定する」との設定をしていた場合でも、登録した友人の会員が4、5名もいれば、名誉毀損が成立する可能性は十分あるだろう。

さらに、SNSの会員も掲示板管理者と同様の法的責任を負う可能性がある。当該会員の日記などに関してほかの会員がコメントを書き込むコメント欄は、当該会員の管理下にあり、当該会員は通常、コメントを削除することができる。したがって、ブログ作者と同様に、当該会員は掲示板管理者と同一の責任を負うことになる。

図1 違法情報媒介責任のリスクの射程



(A) の楕円内は従来から議論があるもの。(B) の楕円内は(A) の楕円内に準じて法的責任を負う可能性があると考えられるもの。(C) の楕円内は、ホスティングではなくアクセスを提供する類型であり、理論的には法的責任を負う可能性があるが、実際には稀だろう。

なお、近時の裁判例は、プロバイダーの責任を肯定する要素として「匿名性」を重視している。ブログやSNSの中には、実名での登録を要しないものが多数あるが、このような場合、サービスプロバイダーは自らの法的リスクが高まっていることに留意すべきである。

### ■ オークションサイトの場合

オークションサイトの評価欄（出品者、落札者を取引相手が評価してコメントを記載する箇所のこと）における誹謗中傷がひどく問題となったが、実際に名誉毀損にあたるような場合に、削除の要請を受けたオークションサイトが当該情報を放置すれば、オークションサイトにも不法行為責任が生じる可能性がある。

### ■ アクセスプロバイダーの場合

違法情報にホスティングを提供するのではなく、単なるアクセスを提供するにすぎない場合でも、違法情報の媒介責任が肯定されることがありうる。ユーザーのウェブサーバーを預かってハウジングサービスを提供するデータセンターが、当該ウェブサーバー内に蔵置された違法情報の送信防止を求められることがある。このような場合、データセンターはウェブサーバーの中を見ることはできず、情報をウェブサーバーから削除することはできない。しかしながら、ハウジングサービスの一環として、ウェブサーバーにインターネットアクセスを提供しており、これを切断することによって、情報の送信を止めることはできる。

自前のサーバーを有するユーザーに対してインターネットアクセスを提供するアクセスプロバイダーも同じ立場にある。また、近時顕著なものとしてPtoPソフトを利用して違法情報の放流を行う者にインターネットアクセスを提供するアクセスプロバイダーについてもまったく同様である。

これらの場合において、データセンターないしアクセスプロバイダーは、いずれも、違法情報の送信を防止しうる地位にある。そのため、被害者からの送信防止の要請に応じなかった結果として、権利侵害が拡大した場合、被害拡大について法的責任を負う可能性がある。ただ、ここでとりうる送信防止措置は、特定のサーバーないしユーザーのインターネットアクセスそのものを切断することであり、その場合、サーバー内のほかの適法な情報の送信や、ユーザーのインターネットの利用がすべてできなくなってしまうため、発信者側の不利益は重大である。送信防止が許容されるためには、これらの不利益もやむをえないような緊急性が必要である。さらに進んで、送信防止を行わないことが違法と評価されるためには、送信防止をただちに行うべきことが誰の目にも明らかであるような究極的な状況が必要であろう。

### ■ 今後の展望

ブログやSNSなど新しい類型については、いまだ裁判例はないが、従来のものと比較して、法的リスクを予想することができる。今後は、予想されるリスクを前提に、利用規約を工夫するなどして、リスクを回避する試みが進むものと思われる。



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)